

2010 年度自己点検・評価報告書

〔法学研究科〕

1. 教育内容・方法

(1) 教育課程等

助言項目：

法学研究科と文学研究科における入学試験では、社会人のための特別措置を講じておきながら、入学後における授業・研究指導の時間・時期において適当な方法を考慮しておらず、社会人が職業を継続しながら学ぶためのサポート、生涯学習の一環としての大学院教育のあり方などについての検討、また、社会人の学びを推奨するような具体的な取り組みが行われているとはいえないので積極的な検討が望まれる。

(評価当時の状況)

当時、特に社会人枠を設定していたわけではないが、2002 年入学者から社会人に対しては外国語試験を免除するなどの特別措置を取り配慮してきた。

(評価後の改善状況)

カリキュラムについては、2008 年度からカリキュラム改正を行い、従来の修士論文だけでなくリサーチペーパーの作成によって修了できることとした。これによって、論文の字数および研究時間に関してかなり負担が軽減されたといえる。とりわけ、職業を継続しつつ研究活動を行う社会人にとってリサーチペーパーの導入は負担軽減という面で有効な制度改善であった。

入試については、2009 年度入試から、全ての受験者を区別しない制度とした（全受験者の筆記試験科目を専門科目のみとした）ので、社会人のための特別措置は廃止されたものとする。

なお、本学大学院の開講形態は、学部と同様、平日日中の開講である。本学の立地条件や教職員の労働状況等も鑑み、大学院の土日および夜間の開講は考えていない。社会人で本学大学院への進学を希望する方は、その状況をふまえた上で、本学大学院への進学を希望していることを申し添えておく。

1. 教育内容・方法

(3) 学位授与・課程修了の認定

助言項目：

学位授与のために必要な業績などの実体的な判断基準が明記されていないので、あらかじめ学生に明示することが望まれる。

(評価当時の状況)

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成・公開していなかった。

(評価後の改善状況)

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を検討・作成することを、学長を中心とした研究科長会議において確認し、作業を進めてきた。2011年春より、本学HPにて公開している。

なお、博士学位取得については、論文提出までに経なければならないプロセス（ex. 学会発表、論文投稿、研究発表など）については、大学院要覧への掲載による周知（文系）や、論文提出説明会での周知（工学）など、研究科・専攻ごとに対応を行っている。

修士の学位論文提出についても、各専攻で発表会を積極的に開催している。

(参考資料)

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のHP公開ページ

研究科委員会議事録（平成22年10月28日）

平成23年度大学院要覧

2. 学生の受け入れ

助言項目：

法学研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.07（博士後期課程）と低いので改善が必要である。また、法科大学院修了者などの進学状況も見定めた上で、収容定員の見直しなども含めて適切に対応するよう改善が望まれる。

（評価当時の状況）

上記指摘事項の時の状況は、次の通りである。

入学定員：10名、収容定員：30名、在籍者数：1名

（評価後の改善状況）

法学研究科においては、法科大学院設置後の状況や最近の博士後期課程進学者数などを考慮に入れ、大学院の収容定員を見直した。博士前期課程は適正な定員を維持しているので変更せず、各年度それぞれ定員15名のままとしたが、2009年度から博士後期課程の定員は10名から3名に縮小した。

現在の博士前期課程および博士後期課程の在籍者数は、平成22年5月1日現在で博士前期課程：18名（収容定員：30名）、博士後期課程：4名（収容定員：平成22年度は16名。※平成23年度からは収容定員9名になる）である。その結果、収容定員に対する在籍学生数比率はそれぞれ0.6（博士前期課程）と0.25（博士後期課程）となり、その数値は改善されたと考える。

（参考資料）

2009～2011年在籍者数データ